

介護保険関係の所得控除など

必要な書類の交付について

①障害者控除

対象者認定証

確定申告などで所得を申告する際に、申告する本人もしくは扶養親族が障害者である場合、一定金額を所得から控除できる制度があります。基本的には障害者手帳をお持ちの方が対象ですが、介護保険の要介護認定を受けている方でも対象となる場合があります。

控除を受けるためには、町が発行する「障害者控除対象者認定証」が必要です。

◇対象となる方

65歳以上の要介護1以上の認定を受けている方で、介護保険の主治医意見書や認定調査票から、身体もしくは精神に一定の障害があると確認できる方。

②おむつ代医療費

控除確認証

傷病により寝たきりであり、医師の治療を受けており、おむつの使用が必要であると診断された場合、おむつ代が医療費控除の対象となります。控除を受けるためには、おむつ代の領収書と、1年目は医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。2年目以降は町で発行する「おむつ代医療費控除確認証」で医師の証明書の代用ができます。

◇対象となる方

要介護または要支援の認定を受けており、概ね6か月以上寝たきりの方もしくは同様と認められる方で、介護保険の主治医意見書からおむつの使用が常時必要であることを確認できる方。

①・②ともに、対象者本人もしくはその家族の方（扶養している方）からの申請により、保健福祉センターで確定申告時の所得控除に必要な書類を交付しますので、事前

に福祉保健課まで電話連絡をお願いします。
※問い合わせは、福祉保健課 ☎83-2777

後期高齢者医療制度

医療費等通知

ご自身の健康と医療に対する認識を深めていただくとともに、診療日数などの受診内容に誤りがないかをご確認していただくため被保険者みなさんに「医療費等通知書」を1月下旬に送付します。

通知書には、診療年月、医療機関の名称、医療費（10割・自己負担相当額）などを記載しています。

お手元に届きましたら、受診内容などのご確認をお願いします。
※問い合わせは、東京都後期高齢者医療広域連合お客様お問い合わせセンター ☎0570

（086）519
住民課 ☎83-2182

年金のお知らせ

◇ご存知ですか？国民年金保険料の免除制度

国民年金保険料は毎月納めていただきますが、収入の減少や失業などにより、保険料を納めることが難しくなることもあります。

また、保険料を未納のままにしておくと、将来の「老齢基礎年金」や、障害など不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

経済的な理由により、保険料を納めることができない場合は、本人の申請により保険料が「免除」または「納付猶予」される制度があります。

詳しくは、青梅年金事務所または役場住民課にお問い合わせください。

◇住民票上の住所以外にお住まいの方へ

年金受給者の方で、介護施設への入所などで住民票上の住所以外に居住する場合、日本年金機構に居所登録（住民票の住所以外に通知などの送付を希望する旨を届け出ること）をすることで、異なる住所で年金に関するお知らせを受け取ることができます。

詳しくは、青梅年金事務所にお問い合わせください。
※問い合わせは、青梅年金事務所
住民課 ☎30-3410
☎83-2182